

群馬大学における国立大学法人ガバナンス・コードに対する適合状況（令和3年度）

作成日 2021年10月29日

最終更新日 2021年10月29日

※本資料では、国立大学法人ガバナンス・コードの全ての原則に対する実施内容を取りまとめた。

※オレンジ色の欄の項目は、国立大学協会、文部科学省及び内閣府による「三者協議会」において公表事項として定められたものであり、別途、「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書」として取りまとめ、公表している。

基本原則1

**基本原則1. 国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築**

国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮することで、自らのミッションを実現し、絶えず社会の要請に応えていく必要がある。そのために、ミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行うべきである。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>	<p>群馬大学では、全学のミッションである基本理念を踏まえ、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学へ」をビジョンとし、改革プランとして取り組もうとする事項の工程表を示し実行している。また、全学における教育、研究、社会貢献、国際交流、大学運営についての各目標を踏まえて、第3期中期目標・中期計画、年度計画を策定し、取組を実行している。</p> <p>これらは、経営協議会や関連する産官金機関等との意見交換会等により多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めて策定したものであり、ホームページにおいて公表している。</p> <p>また、社会に対する全学のミッションである基本理念を踏まえた教育・研究の実現に向け、令和3年4月に就任した石崎学長が「学長ビジョン」の中で任期中において重点的に取り組む事項を定め、本学の中期的な将来像として学内外に公表した。</p> <p>なお、令和4年度から令和9年度までの第4期中期目標・中期計画を策定中である。本学は、第3期中期目標・中期計画の実績等及び「学長ビジョン」を踏まえて、経営及び教育研究に関する重要事項を協議する戦略企画会議及び同会議の下に設置した「第4期中期目標・中期計画策定部会」において協議し、さらに教育研究評議会委員や経営協議会学外委員からの多角的な意見を踏まえ、十分な検討を重ねて対応している。</p> <p>(基本理念) <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735</a> 本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様な</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>ニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。</li> <li>2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。</li> <li>3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。</li> </ol> <p>(ビジョン・戦略)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909</a></p> <p>本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画(平成28年度～令和3年度)を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行している。</p> <p>(目標)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1737</a></p> <p>基本理念の下に、教育、研究、社会貢献等(国際交流含む)及び大学運営の各目標を定めたもの。</p> <p>(中期目標・中期計画・年度計画)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a></p> <p>国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。</p> <p>第1期(平成16年度～平成21年度)、第2期(平成22年度～平成27年度)、第3期(平成28年度～令和3年度)というように、6年間の期間毎に「中期目標」と「中期計画」を定め、さらに中期目標・中期計画を実施するために、各年度において取り組む具体的な計画を「年度計画」として策定している。</p> <p>(経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期))</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbc09c008b82386862ce225e6.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbc09c008b82386862ce225e6.pdf</a></p> <p>平成30年度から令和2年度までの間に委員から寄せられた意見等を踏まえて、法人運営への活用(取組)に反映させた結果を示したもの。</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>(学長ビジョン)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001</a></p> <p>令和3年4月1日に石崎学長が就任し、任期中に、教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとして定めたもの。</p>	
<p>【原則1-2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築】</p> <p>国立大学法人は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。</p>	<p>補充原則1-2①～④で記載のとおり。</p>	
<p>補充原則1-2①</p> <p>国立大学法人は、目標・戦略を実現するため、人員及び資金等の適切な資源配分等を通じ、既存の体制にとらわれず、機動的かつ戦略的に法人の目標・戦略を施策のレベルに反映し、各施策を実行に移すための体制を構築すべきである。</p>	<p>本学では、法人運営に関する重要事項を協議するため、役員により構成する「戦略企画会議」を設置し、目標・戦略を実現するための将来構想や学内資源の戦略的な配分等に関わる協議を行う体制をとっている。協議された施策については、案件に応じて、戦略企画会議の下に部会を設置し、法人の目標・戦略に沿った施策を機動的かつ戦略的に実行するための検討を行い、検討の結果は戦略企画会議に報告が行われ、適宜、教育研究評議会、執行役員会議において各学部等長へ説明するとともに、担当理事の下で施策を実行する体制としている。</p> <p>今後、予算・人事を含めた施策の企画・実行体制の強化に向けて、学長が命ずる重点戦略課題等へ機動的に対応するため学長の下に設置された「企画戦略室」を発展させた、「群馬大学学長戦略室(仮称)」を令和3年度中に新設することを検討している。</p>	
<p>補充原則1-2②</p> <p>国立大学法人は、大学の活動についてのデータを収集・分析し、法人の意思決定を支援するためIR(インスティテューショナル・リサーチ)機能等の充実により、目標・戦略の策定に活用すべきである。また、部局ごとの進捗状況や成果、コスト等をエビデ</p>	<p>教育・評価担当理事が機構長を務める大学教育・学生支援機構の教育改革推進室(教学面)、研究・企画担当理事が機構長を務める研究・産学連携推進機構のURA室及び高度研究戦略室(研究面)並びに、総務部及び財務部など各部署においてデータ収集・分析を含め、大学の活動の把握、支援及び推進のための業務を行っている。</p> <p>大学全体を経年的、水平的にデータに基づき分析・評価することが求められている中、現状はデータに基づき法人の意思決定を支援するためのIR機能が不十分であることが課題となっているため、学長が命ずる重点戦略課題等へ機動的に対応するため学長の下に設置された「企画戦略室」を発展させて、IRによる分析等エビデンスに基づく法人運</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>ンスペースで適切に検証し、当該検証の結果を踏まえた目標・戦略の改定や、資源配分方策の見直しに反映させる仕組みを整備すべきである。</p>	<p>営の支援を可能とする新たな体制として、「群馬大学学長戦略室（仮称）」を令和3年度中に新設することを検討している。</p> <p>一方、財務諸表において各学部等のセグメント情報を公表することによって、全学的な観点から運用された予算の執行状況を把握するとともに財務レポートを作成し、同規模の国立大学との比較を行うなど、財務指標を活用することで経営改善に努めている。</p> <p>特に、国から支援を受けている運営費交付金（機能強化経費）については、群馬大学が掲げる機能強化に資する3つの戦略（①地域連携教育の推進によるグローバル人材の育成、②グローバルレベルでの最先端研究の推進、③学術研究院を活用した教育研究組織の再編による人材育成・研究機能の強化）に即した取組に対して支援されており、それらの取組の進捗状況等を検証することで、学内資源の追加的配分（学長裁量経費の一部）を行っている。</p> <p>その他の学長裁量経費の配分に当たっても、年度計画と一体的に活用しており、各学部等の長からヒアリングを行い、教育改革、先端研究の推進、社会貢献活動や学部等の運営体制の改革等の進捗状況・将来計画について、前年度の成果等を踏まえつつ評価・検討を実施し、翌年度の配分案を決定することとしている。更に今後は学長裁量経費のみならず、教育研究経費や人件費等についてもIRによる分析結果等を反映させるよう、群馬大学学長戦略室（仮称）が統括組織として機能するための体制整備を検討している。</p>	
<p>補充原則1-2③</p> <p>国立大学法人は、法令に定められた大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげる仕組みを整備すべきである。</p>	<p>法令に定められた大学評価を法人経営の継続的な質的向上につなげるため、構成員に理事を含む大学評価室が設置する、大学評価室会議において審議のうえ、法人評価結果の分析・検証を行っている。また、中期目標・中期計画の進捗管理を効率的に行うため、本学独自の取組である「中期計画カルテ」を用いた自己点検・評価の仕組みを整備している。</p> <p>大学評価及び中期目標・中期計画の自己点検の結果は役員会・教育研究評議会において共有し、中期目標・中期計画の達成に向けた取組を全学的に進めている。</p> <p>また、令和3年4月1日に「群馬大学における内部質保証に関する方針」を策定し、自己点検・評価及び改善計画の策定・実施を通じて教育活動等の質の保証を行う体制を整備し、令和3年度から理事の職務に「評価」を明示することで、より一層評価業務の職務と権限を明確化した。</p> <p>※法令に定められた大学評価は、次の二つのことをいう。</p> <p>①国立大学法人法第9条に定める文部科学省国立大学法人評価委員会による法人評価（第2項に定める評価：国立大学法人等の業務</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>の実績に関する評価に関すること 等)</p> <p>②学校教育法第 109 条に定める認証評価機関による認証評価（本学は、機関別認証評価：平成 27 年度受審。専門分野別評価（教職大学院）：令和 2 年度受審。）</p>	
<p>補充原則 1 - 2 ④</p> <p>目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>	<p>毎年度、中期目標・中期計画の達成に向け、文部科学省国立大学法人評価委員会による法人評価結果を踏まえ、大学全体及び各学部等において、当該年度に係る年度計画の進捗状況の確認及び評価（「中期計画カルテ」として年度途中及び年度末の 2 回の運用）を行い、大学評価室会議において審議のうえ、各学部等にフィードバックし、次年度の年度計画や新たな課題の設定に反映させている。</p> <p>この「中期計画カルテ」による自己点検・評価で把握した進捗状況等を反映させて次年度の年度計画を策定し、ホームページで公表するとともに、前年度の法人評価結果で指摘された事項への対応を記載した業務実績報告書をホームページで公表している。このように、各年度の年度計画及び法人評価結果についてはホームページで公表しているが、今後、第 4 期に向けて自己点検・評価の実施方法等を見直す中で、反映状況の公表方法についても検討していく。</p> <p>※法人評価とは、文部科学省に置かれる「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営について、毎事業年度及び中期目標期間（6 年）ごとに業務実績の評価等を行うものである。法人評価を通じ、大学の継続的な質的向上の促進や社会への説明責任を果たすこと等を目的としている。</p> <p>（大学評価）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001</a>          本学における自己評価（本学又は学部等が自ら行う点検及び評価）及び外部評価（本学又は学部等が主体となって自己評価の一環として行う、学外者による検証及び評価）の実施並びに認証評価（学校教育法第 109 条に規定する認証評価機関が行う検証及び評価）並びに第三者評価（国立大学法人評価委員会その他の機関が行う検証及び評価）に対応するため、国立大学法人群馬大学大学評価室を設置している。</p> <p>（年度計画）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a>          年度計画とは、国立大学法人が毎事業年度の開始にあたり、文部科学省から認可を受けた中期計画に基づき、各事業年度の業務運営に関する計画を策定したもの。</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>【原則 1 - 3 自主的・自律的・戦略的な経営（人事、財務、施設等）及び教学運営（教育・研究・社会貢献）の体制構築】</p> <p>国立大学法人は、ミッションを実現するため、国からの運営費交付金を重要な財政基盤として、国立大学法人法等に基づき、人的・物的資源等の戦略的な資源配分を基に経営するとともに、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営を実施するための体制を構築すべきである。</p>	<p>補充原則 1 - 3 ①～⑥で記載のとおり。</p>	
<p>補充原則 1 - 3 ①</p> <p>国立大学法人は、法令に則り、経営及び教学運営双方の実施に係る各組織等の権限と責任を明確化し、自主的・自律的・戦略的な法人経営を可能とする体制を構築すべきである。</p>	<p>国立大学法人法で定める、国立大学の経営に関する重要事項を審議する経営協議会及び国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会の各会議について、学内規則においてその責任と権限を明確化するとともに、大学運営に関する重要事項を審議する役員会において、経営協議会及び教育研究評議会の議題を整理し、戦略的な法人経営を行っている。</p> <p>（国立大学法人群馬大学経営協議会規則）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/06/270401keieikyougikai.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/06/270401keieikyougikai.pdf</a>          経営協議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関する事項</li> <li>（2）中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関する事項</li> <li>（3）学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</li> <li>（4）予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>（5）組織及び運営の状況について自ら点検及び評価に関する事項</li> <li>（6）その他経営に関する重要事項</li> </ol> <p>（国立大学法人群馬大学教育研究評議会規則）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/06/270401kyouikukennkyuhyougikai.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/06/270401kyouikukennkyuhyougikai.pdf</a></p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く）</li> <li>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する事項を除く）</li> <li>(3) 学則（経営に関する部分を除く）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</li> <li>(4) 教員人事に関する事項</li> <li>(5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項</li> <li>(6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</li> <li>(7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</li> <li>(8) 教育及び研究の状況について自ら点検及び評価に関する事項</li> <li>(9) その他教育研究に関する重要事項</li> </ol> <p>（国立大学法人群馬大学役員会規則）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/06/260401yakuinkai.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2018/06/260401yakuinkai.pdf</a>            役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう）及び年度計画に関する事項</li> <li>(2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</li> <li>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</li> <li>(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</li> <li>(5) その他役員会が定める重要事項</li> </ol>	
<p>補充原則1-3②</p> <p>国立大学法人は、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置し、その任命に当たっては、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、実施すべきである。</p>	<p>経営を担う人材として理事を配置するとともに、教学運営を担う人材として、目標・戦略の実現に当たって必要となる業務分野についての実績に基づき副学長及び学長特別補佐を配置している。</p> <p>理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから学長が選考する。また、副学長は、理事及び教職員の中から学長が指名し、学長特別補佐は、本法人の教職員の中から学長が選考している。</p> <p>また、学部に関する校務をつかさどる学部長の任命に当たっては、各学部等から推薦のあった3名の学部長等適任者の中から、学長との面談の後、役員会の議を経て学長が指名することとなっており、学長のビ</p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>ジョンや大学の経営方針を共有し適切な役割を果たすことのできる学部等の長を任命する体制となっている。</p>	
<p>補充原則 1 - 3 ③</p> <p>国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。</p>	<p>総合的な人事方針として、「国立大学法人群馬大学人事の方針」を策定しており、若手・女性・外国人等の積極的採用やテニユアトラック制度の活用などの全学的な方針を定めている。</p> <p>なお、令和3年9月に本方針を改正し、年齢構成を意識しつつ職位のバランスにも配慮する旨及びダイバーシティの確保の記載を追加した。</p> <p>(国立大学法人群馬大学人事の方針)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</a></p>	
<p>補充原則 1 - 3 ④</p> <p>国立大学法人は、自らのミッションを果たし、現行の法令等の枠組みの中で、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案して、その支出を賄える収入（運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金を含めた収入）の見通しを含め、中期的な財務計画を策定すべきである。</p>	<p>国立大学法人法第31条第2項に基づき、中期計画において収支計画及び資金計画を定めている。</p>	
<p>補充原則 1 - 3 ⑤</p> <p>国立大学法人は、自らの財務計画に沿って、必要な外部資金を獲得するため、産業界等からの資金や寄附金の受入れを促進するための体制整備、資産の有効活用を進めるべきである。</p>	<p>産業界等からの資金の受入れ促進のために、研究・産学連携推進機構において、学外者からの産学連携へのアクセスを明確化するための産学連携ワンストップサービスオフィスの設置や産学官連携推進支援のための研究 URA を配置し、共同研究・受託研究を推進している。医学部附属病院においては、土地の有効活用として平成20年から土地の事業用借地権を設定し、第三者機関による建物を設置し、運営を行っている。加えて、地域の4高等教育機関が連携し設備・機器の共用を基に産学共同活動の高度化、新産業創出に貢献することを目指す「りょうもうアライアンス」の取組を通じ、機器分析センターの外部依頼分析サービスの実施等により、本学が有する資産の有効活用に努めている。</p> <p>また、広報本部に一般広報・基金部門を置き、広報活動と一体となった資金獲得策の企画・立案を行うことや、総務部総務課に募金戦略担当職員を置き、企業訪問活動や群馬大学同窓会連合会を通じた事業の展開を行うなど、基金（寄附金）の受け入れ促進のための体制を整備して</p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	いる。	
<p>補充原則 1 - 3 ⑥</p> <p>国立大学法人は、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制、総合的な人事方針、中期的な財務計画、教育研究の費用及び成果等を公表しなければならない。</p>	<p>本学の管理運営組織体制、人事方針、財務計画、教育研究の費用・成果等を次のとおり公表している。</p> <p>&lt;経営及び教学運営に係る権限と責任の体制&gt;</p> <p>経営及び教学に係る運営組織として、役員会、経営協議会、教育研究評議会の法定会議のほか必要に応じた会議や組織を設置し、役員（学長、理事、監事）、副学長、学長特別補佐が必要に応じて当該会議や組織の構成員となって、運営している。その権限と責任については、学内の規則においてそれぞれ以下のとおり制定しており、それらに関する機構図、規則や氏名・担当業務を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。(国立大学法人群馬大学組織規則 第5条)</li> <li>・理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。(国立大学法人群馬大学組織規則 第6条)</li> <li>・監事は、本学の業務全般を監査する。(国立大学法人群馬大学監事監査規則 第3条)</li> <li>・副学長は、学長を助ける。(群馬大学副学長に関する規程 第3条)</li> <li>・学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程 第3条)</li> </ul> <p>(機構図)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1703</a></p> <p>本学の管理運営組織として、学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐並びに役員会、経営協議会、教育研究評議会等の関係性を示している。</p> <p>(群馬大学規則集)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/</a></p> <p>本学の諸規則を掲載しており、前述の学長、理事、監事、副学長、学長特別補佐の各権限を規定した、「国立大学法人群馬大学組織規則」、「国立大学法人群馬大学監事監査規則」、「群馬大学副学長に関する規程」、「国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程」を掲載している。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a>            本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>&lt;総合的な人事方針&gt;            「国立大学法人群馬大学人事の方針」において、若手・女性・外国人等の積極的採用やテニユアトラック制度の活用などの全学的な方針を定めるとともに、本学のポジティブアクションとして、若手、女性研究者等を積極的に採用する旨、公募要領等に記載している。なお、令和3年9月に、「年齢構成の適正化」や「人材の多様性（ダイバーシティ）の確保」についても盛り込む人事の方針を改正した。</p> <p>（国立大学法人群馬大学人事の方針）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</a></p> <p>「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン（平成31年2月25日文部科学省）」や「統合イノベーション戦略2020（2020年7月17日閣議決定）」などを踏まえ、本学においても、計画的かつ戦略的に人事配置・人材育成等を行うとともに、本務教員の年齢構成等を公表している。</p> <p>（国立大学法人群馬大学本務教員年齢構成表）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/bda5d87c4e3dd5aa6064e2213ccab69a.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/01/bda5d87c4e3dd5aa6064e2213ccab69a.pdf</a></p> <p>「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」及び「群馬大学ダイバーシティ推進基本方針」を策定し、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを推進し、全ての構成員が、その個性と能力を最大限発揮できる学内環境の改善を行うべく取り組んでいる。</p> <p>（群馬大学ダイバーシティ推進宣言及び群馬大学ダイバーシティ推進基本方針）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</a></p> <p>&lt;中期的な財務計画&gt;            （国立大学法人群馬大学中期計画）※第三期中期計画の pp.14-20  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a>            国立大学法人法第31条第2項に基づき、「中期計画」において収支計</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>画及び資金計画を定め公表している。</p> <p>&lt;教育研究の費用及び成果等&gt;</p> <p>財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成 30 事業年度決算より財務レポートを作成し、当該年度の費用と成果等を公表している。</p> <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p> <p>本学における教育・研究・診療等にかかる財務情報(財政状態、収支情報、資金状況等)を示す書類で、国立大学法人法において作成及び開示の義務が定められているもの。</p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</a></p> <p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p> <p>学生・保護者・卒業生・企業や自治体の皆様、そして地域の皆様など多くの方々に向けて、本学の財務諸表をできる限り分かり易く伝えるために作成したもの。</p> <p>また、教育研究の成果等については、全学の広報として以下のとおり公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページのプレスリリース（報道発表）で公表</li> <li>・県庁記者クラブへのプレスリリース（報道発表）</li> </ul> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在県新聞各社の記者を対象にした「定例記者会見」の開催（定例記者会見）</li> </ul> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</a></p> <p>※定例記者会見（2021年9月から定例記者懇談会を名称変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS（YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram）公式アカウントによるリアルタイムの情報発信（群馬大学 SNS 公式アカウント）</li> </ul> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</a></p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無															
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌「GU'DAY (グッデイ)」、各種ニュースレター等での情報発信 (広報誌 GU'DAY (グッデイ))  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</a></li> <li>・持続可能な開発目標 (SDGs) に関連する群馬大学の取り組み事例の公表  (持続可能な開発目標 (SDGs) に関連する群馬大学の取り組み)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g61460">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g61460</a></li> </ul>																
<p>【原則 1 - 4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】</p> <p>国立大学法人は、社会に対して継続的に役割を果たしていけるよう、経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性や国際性、戦略性を有する人材を、長期的な視点に立って、確保するとともに計画的に育成すべきである。</p>	<p>補充原則 1 - 4 ①、②で記載のとおり。</p>																
<p>補充原則 1 - 4 ①</p> <p>国立大学法人は、その法人経営を担う役員 (監事を除く。) に、国内外の高等教育・学術研究の動向を把握し、各国立大学法人のミッションや特性を踏まえた上で、戦略的な経営資源の獲得及び配分、これらの実現のための体制整備などを実施する能力を備えた人材を育成・確保すべきである。</p>	<p>学長を補佐するために理事を 6 名配置しており、本学内において組織の長や学長特別補佐の経験がある者から選任している。また、本学の運営に多様な意見を取り入れて経営機能の強化に資することや、戦略的な経営資源の獲得・配分、体制整備等を実施する能力を備えた人材を確保するため、地方自治体経験者の採用や、経営能力のある学外理事を採用している。</p> <p>(参考) 理事就任以前の主な経歴</p> <table border="1" data-bbox="488 1536 1345 2067"> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 1536 703 1585">林 邦彦</td> <td data-bbox="703 1536 1007 1585">理事 (教育・評価担当)</td> <td data-bbox="1007 1536 1345 1585">学長特別補佐、副学長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1585 703 1682">花屋 実</td> <td data-bbox="703 1585 1007 1682">理事 (研究・企画担当)</td> <td data-bbox="1007 1585 1345 1682">学長特別補佐、企画戦略室長、副学長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1682 703 1778">児島 昌樹</td> <td data-bbox="703 1682 1007 1778">理事 (総務・財務担当)</td> <td data-bbox="1007 1682 1345 1778">豊橋技術科学大学事務局長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1778 703 1924">齋藤 繁</td> <td data-bbox="703 1778 1007 1924">理事 (病院担当)</td> <td data-bbox="1007 1778 1345 1924">集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1924 703 2067">五十嵐 優子</td> <td data-bbox="703 1924 1007 2067">理事 (学長特命 (男女共同参画・ダイバーシティ)・非常勤)</td> <td data-bbox="1007 1924 1345 2067">群馬県生活文化スポーツ部長</td> </tr> </tbody> </table>	林 邦彦	理事 (教育・評価担当)	学長特別補佐、副学長	花屋 実	理事 (研究・企画担当)	学長特別補佐、企画戦略室長、副学長	児島 昌樹	理事 (総務・財務担当)	豊橋技術科学大学事務局長	齋藤 繁	理事 (病院担当)	集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長	五十嵐 優子	理事 (学長特命 (男女共同参画・ダイバーシティ)・非常勤)	群馬県生活文化スポーツ部長	
林 邦彦	理事 (教育・評価担当)	学長特別補佐、副学長															
花屋 実	理事 (研究・企画担当)	学長特別補佐、企画戦略室長、副学長															
児島 昌樹	理事 (総務・財務担当)	豊橋技術科学大学事務局長															
齋藤 繁	理事 (病院担当)	集中治療部長、患者支援センター長、保険診療管理センター長、副病院長															
五十嵐 優子	理事 (学長特命 (男女共同参画・ダイバーシティ)・非常勤)	群馬県生活文化スポーツ部長															

原則及び補充原則	実施内容		更新有無	
	近藤 潤	理事（学長特命（産学連携）・非常勤）	株式会社 SUBARU 取締役会長	
<p>補充原則 1 - 4 ②</p> <p>国立大学法人は、その法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針を明確にし、中堅、管理職・部局長クラス等の各階層の適任者を法人の長を補佐するポストに登用するなど、法人経営の一端を担わせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させる等により、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせ、次代の経営人材を育成すべきである。</p> <p>また、当該方針を公表するとともに、その実現状況をフォローアップすべきである。</p>	<p>「国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針」として、法人経営を担い得る人材の育成方針を作成し公表している。フォローアップについては十分にできていないと認識しているため、今後、役員により構成する「戦略企画会議」において実施状況をフォローアップしていくよう、検討を進めている。</p> <p>経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナーの開催や職階別の研修を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する各種研修に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>（役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問）※副学長、学長特別補佐の項目参照</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>（国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針）</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aad1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aad1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</a></p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p>			

## 基本原則 2

### 基本原則 2. 法人の長の責務等

国立大学法人は、自主的・自律的環境の下、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、社会に対する役割を果たし続けるため、法人の長のリーダーシップによる、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築する必要がある。そのために、意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、法人全体の機能強化を図るべきである。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>【原則 2 - 1 - 1 中長期ビジョンの策定と法人の教職員へのビジョンの説明及び共有】</p> <p>法人の長は、国立大学法人のミッションを踏まえ、その</p>	<p>基本理念を全学のミッションとし、「地域に根ざし、知的な創造を通じて、世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学へ」を中長期ビジョンとして定め、教職員及び学生や卒業生を含めた幅広いステークホルダーに向け、ホームページで公表している。また、これらをもとに作成した中期目標・中期計画をホームページで公表し、さらに教職員に対しては文書等多岐にわたる方法による周知はもとより、令</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>実現に向けた経営及び教学運営の一体的な中長期的ビジョンを策定し、教職員に対して、ビジョンの丁寧な説明、共有を通じ、構成員の理解を得るとともに、意欲と能力を最大限に引き出すべきである。</p> <p>また、所属する教職員のみならず、学生や卒業生等にもビジョンを発信すべきである。</p>	<p>和3年度からは、学長が任期中に教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項を「学長ビジョン」として定め、教育研究評議会（令和3年4月1日）、経営協議会（令和3年6月29日）及び外部機関との意見交換等において説明をするとともに、ホームページ「学長室」において公表することで学内外に周知している。</p> <p>（基本理念）</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735</a></p> <p>本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。</li> <li>2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。</li> <li>3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。</li> </ol> <p>（ビジョン・戦略）</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909</a></p> <p>本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画（平成28年度～令和3年度）を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行している。</p> <p>（中期目標・中期計画・年度計画）</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a></p> <p>国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。</p> <p>第1期（平成16年度～平成21年度）、第2期（平成22年度～平成27年度）、第3期（平成28年度～令和3年度）というように、6年間の期間毎に「中期目標」と「中期計画」を定め、さらに中期目標・中期計画を実施するために、各年度において取り組む具体的な計画を「年度計画」として定めている。</p> <p>（学長ビジョン）</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001</a></p> <p>令和3年4月1日に石崎泰樹学長が就任し、任期中に教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとして定めたもの。</p>	
<p>【原則2-1-2 法人の長のリーダーシップ】</p> <p>法人の長は、我が国の教育研究の要である国立大学を設置し、管理する国立大学法人を代表する者であり、当該国立大学の教育研究の成果が最大化されるよう、リーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて法人経営を行うべきである。</p>	<p>補充原則 2-1-2①～③に記載のとおり</p>	
<p>補充原則 2-1-2①</p> <p>法人の長は、国立大学を設置する法人の代表者であることを深く自覚し、その職責を十分に理解した上で、法人の業務全般に関する決定権を行使すべきである。</p>	<p>学長は、法人の業務全般について最終的な意思決定を行う者として、その責任の重みを十分に理解した上で、校務をつかさどり、法人の基本方針と重要事項について決定している。また、学長は所属教職員を統督するとともに、法人を代表する者として、その業務を掌理している。</p>	
<p>補充原則 2-1-2②</p> <p>法人の長は、役員会、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議体における審議を尊重した上で、多様な関係者の意見、期待を踏まえつつ、そのリーダーシップを十全に発揮して国立大学法人の経営を行うべきである。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>学長は、経営協議会、教育研究評議会の議長として多様な構成員の意見を踏まえ、公平公正に審議を進め、その結果を尊重したうえで、役員会において最終的な意思決定をしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>役員会を毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に対応するため臨時で開催することもある。年19回開催（予定）。</li> <li>経営協議会 年4回、教育研究評議会 年11回を開催（予定）。</li> </ul> </li> <li>多様なステークホルダーの意見を聴取し、大学運営に活かしている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>経済界の意見聴取：群馬経済同友会、前橋商工会議所主催の交流会への出席。産学連携協定締結金融機関等との意見交換会の開催。</li> <li>教育界からの意見聴取：群馬県教育委員会、群馬県高等学校長協会</li> <li>学生からの意見聴取：学長と学生との懇談会の開催。</li> <li>卒業生からの意見聴取：全学同窓会連合会との懇談会の開催。</li> </ul> </li> </ol>	
<p>補充原則 2-1-2③</p>	<p>法人のミッション、目標・戦略、組織、成果・課題等の情報を学内外</p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>法人の長は、ミッションやその実現のためのビジョン、目標・戦略、また実際の取組や成果・課題等の情報を、学内外に積極的に発信するなどにより、経営の透明性を高め、社会からの大学への理解と支持を得るよう努めるべきである。</p>	<p>に積極的に公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本学ホームページ「法人情報」において、「理念・目標」「ミッション」「ビジョン・戦略」「中期目標・中期計画」「学長ビジョン」等を公表</li> <li>・定期刊行誌「大学概要」等でも「理念・目標」等を公表</li> </ul> <p>(基本理念)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g1735</a></p> <p>本学が、二十一世紀を多面的かつ総合的に展望し、地球規模の多様なニーズに応えるため、新しい時代の教育及び研究の担い手として宣言している基本理念は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新しい困難な諸課題に意欲的、創造的に取り組むことができ、幅広い国際的視野を備え、かつ人間の尊厳の理念に立脚して社会で活躍できる人材を育成する。</li> <li>2. 教育及び研究活動を世界的水準に高めるため、国内外の教育研究機関と連携し、世界の英知と科学・技術の粋を集め、常に切磋琢磨し、最先端の創造的な学術研究を推進する。</li> <li>3. 教育及び研究の一層の活性化と個性化を実現するため、大学構成員の自主性、自律性を尊重し、学問の自由とその制度的保障である大学の自治を確立するとともに、それに対する大学としての厳しい自己責任を認識し、開かれた大学として不断の意識改革に務める。</li> </ol> <p>(ビジョン・戦略)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g80909</a></p> <p>本学のビジョンを実現するべく、第3期中期目標・中期計画(平成28年度～令和3年度)を踏まえた取り組むべき改革を示したものである。学長のリーダーシップの下、多様な資源を活用して、本学のビジョンの実現に向けて様々な改革を実行している。</p> <p>(中期目標・中期計画・年度計画)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1850</a></p> <p>国立大学法人制度の創設以来、国立大学法人の活動は、中期目標・中期計画の策定と評価を基本とする制度設計となっている。</p> <p>第1期(平成16年度～平成21年度)、第2期(平成22年度～平成27年度)、第3期(平成28年度～令和3年度)というように、6年間の期間毎に「中期目標」と「中期計画」を定め、さらに中期目標・中期計画を実施するために、各年度において取り組む具体的な計画を「年度計画」として策定している。</p> <p>(学長ビジョン)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out001/out001</a></p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>令和3年4月1日に石崎泰樹学長が就任し、任期中に教育、研究、社会貢献、経営において重点的に取り組む事項について、学長ビジョンとして定めたもの。</p>	
<p><b>【原則2-1-3 ビジョン実現のための執行体制の整備】</b></p> <p>法人の長は、ビジョンを実現するために、理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備すべきである。また、法人の長は原則1-4で示した「長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み」を行うべきである。さらに、各補佐人材の責任・権限等を明確にし、それらを公表しなければならない。</p>	<p>学長を補佐するために、理事、副学長、学長特別補佐を配置している。それぞれに役割や担当する業務を明確に設定し、ホームページに公表している。</p> <p>また、経営人材を育成するため、学内での大学経営戦略セミナーの開催や職階別の研修を実施している。さらに、国立大学協会等が実施する各種研修に教職員を参加させるとともに、若手職員の外部機関への出向を進めている。</p> <p>(役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</a></p> <p>本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員(学長、理事、監事)については経歴も公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学 経営人材育成方針)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aad1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/12/660a3aad1154b744da3fdad5cb3b4fb.pdf</a></p> <p>「地域に根ざし、知的創造を通じて世界の最先端へとチャレンジし、21世紀を切り拓く大学」の実現に向け、大学の経営基盤の強化を目的として、副学長及び学長特別補佐を学長主導で配置し、実践的経験を通して次代の大学運営を担う人材の育成が可能な体制を整備している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学組織規則)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011010.pdf</a></p> <p>理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(群馬大学副学長に関する規程)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023090.pdf</a></p> <p>副学長は、学長を助ける。副学長は、学長の命を受けて校務を分担することができる。</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>(国立大学法人群馬大学学長特別補佐に関する規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023100.pdf</a></p> <p>学長特別補佐は、学長を補佐し、学長が指示する具体的事項の処理に当たる。</p>	
<p>補充原則 2-1-3 ①</p> <p>法人の長は、理事が役員会を構成し、法人経営の責任の一端を担う重要な職であることに留意し、その選任に当たっては、その責任・権限等を明確にした上で、適切な人材を選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。</p>	<p>1. 理事は、学長を補佐し本法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うこととしている。学長は、各理事を教育・評価担当、研究・企画担当、総務・財務担当、病院担当、男女共同参画・ダイバーシティ、産学連携の6つに担当を分け、それぞれ適切な人物を任命している。</p> <p>2. 学長は、各理事に担当業務の具体的な達成目標として中期目標・中期計画・年度計画を示し、その進捗状況を毎年度評価し、適切に処遇している。また、理事の退任時には、在任中の業績を経営協議会において審議し、その結果を退職手当に反映させている。</p>	
<p>補充原則 2-1-3 ②</p> <p>法人の長又は学長は、副学長、学部長・研究科長等の法人の長又は学長を補佐するための適切な人材を適所に配置すべきである。その選任に当たっては、それぞれの職の役割や責任、権限等を明確にするとともに、それぞれに求められる資質能力を示し、責任を持って選任すべきである。あわせて、それぞれの職における具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えるべきである。</p>	<p>1. 学長は、副学長、学部長・研究科長の選考にあたり、役員・教職員の中から適任者を指名している。</p> <p>2. 学長は、副学長、学部長・研究科長の役割や責任、権限等を明確に示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副学長の役割分担：教育・評価、研究・企画、総務・財務、IT・データサイエンス、広報、ダイバーシティ、国際</li> <li>・学部長等の役割：各学部等の長は、当該学部等の教授会等を主宰し、法人のミッション、目標・戦略、年度計画に従った学部等の目標の策定と実行を統括する。</li> </ul> <p>3. 具体的な達成目標を掲げ、適切な評価と処遇を与えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な達成目標として中期目標・中期計画・年度計画を示している。また、群馬大学に対する実績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じた適切な評価に基づく処遇を与えている。</li> <li>・教員評価における管理運営業務の実績・評価に基づき、勤勉手当に反映している。</li> </ul>	
<p>補充原則 2-1-3 ③</p> <p>法人の長は、ビジョン実現のために自らが業務を総理</p>	<p>1. 国立大学法人群馬大学内部統制規程により内部統制システムを整備し、適切に運用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会に内部統制委員会の機能を持たせ、業務の有効性及び効率性</li> </ul>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>し、所属する教職員を統督し得る内部統制システムやリスクの回避・低減、緊急時の迅速な情報伝達・意思決定などを含むリスク管理体制を適切に運用するとともに、継続的にその見直しを図るべきである。</p>	<p>の向上、業務に関わる法令等の遵守などを目的とした内部統制システムに関して、継続的に見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制担当役員を置き、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督している。</li> <li>・内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、適時モニタリングを実施している。</li> <li>・役員会においてリスク案件については定期的に報告し、リスク回避・低減に努めている。</li> </ul> <p>2. 危機管理体制を運用し、継続的に見直している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害、事件・事故、薬品管理、情報漏洩、情報インシデント、入試、病院、附属学校園における危機の未然防止、危機発生時の速やかな対応を目的として危機管理室（危機対策本部）を設置している。危機管理体制は3年ごとに見直すこととしている。</li> </ul>	
<p><b>【原則2-1-4 ビジョン実現のための戦略的な資源配分】</b></p> <p>法人の長は、ビジョン実現のための法人経営を行うにあたり、補充原則1-2②の体制を通じ、予算・人事・組織編制等において、教育・研究・社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証すべきである。</p>	<p>学長はビジョン実現に向けた法人経営を行うにあたり学長裁量経費の確保を基にした重点事業の推進をはじめ、学長が命じる重点課題等に対して機動的に対応するため、学長の下に設置した企画戦略室を中心とした組織再編の素案作成に臨むとともに、教員組織を一元化した学術研究院の人的資源をもとに、新たな組織再編を容易とし、その実現を目指す。</p> <p>設置を検討している群馬大学学長戦略室（仮称）の設置後は、学長戦略室（仮称）が中心となって重点戦略課題等への対応の検討及び戦略的な資源配分の検証のための情報収集を行い、戦略企画会議において協議する体制となるよう、体制整備を検討している。</p>	
<p><b>【原則2-2-1 法人経営に係る重要方針の十分な検討】</b></p> <p>国立大学法人の役員会は、国立大学法人の重要事項について十分な検討・討議を行うことで、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保すべきである。</p> <p>また、役員会は、国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行うとともに、議事録を公表しなけ</p>	<p>役員会は原則、毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に対応するため、必要に応じて臨時で開催している。</p> <p>その議事要旨を、ホームページに公表している。</p> <p>（役員会の審議事項）</p> <p>役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 中期目標についての意見（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう）及び年度計画に関する事項</p> <p>(2) 法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項</p> <p>(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>ればならない。</p>	<p>項  (5) その他役員会が定める重要事項    (役員会議事要旨)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g74526">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g30123/g74526</a></p>	
<p>【原則 2-2-2 役員会によるガバナンス機能の最大限の発揮】  役員会は、適時適切な開催、審議により、法人の長が国立大学法人法で定める事項に係る意思決定を迅速かつ的確に行うことができるようにすることで、国立大学法人のガバナンス機能を最大限発揮させるべきである。</p>	<p>補充原則 2-2-2①に記載のとおり</p>	
<p>補充原則 2-2-2①  役員会は、法人の長による意思決定が迅速・的確に遂行されるよう、法人の長が定める法人の運営・経営戦略や大学の教育研究の質の向上等の方向性を踏まえ、その実現に向けた実行方策や責任等を明確にすることを支えるべきである。</p>	<p>1. 役員会は学長の意思決定が迅速・的確に遂行されるよう運営している。  ・原則、毎月第1・第3水曜日に開催している。また、適時かつ迅速に対応するため臨時で開催することもある。</p> <p>2. 学長の意思決定に対する役員会の役割  ・役員会は、法人の意思決定プロセスの透明性、役員間の適切な責任分担による一体的な運営、適正な意思決定を担保するため、重要な案件を審議し、学長の意思決定を支えている。</p>	
<p>【原則 2-3-1 法人の長を補佐する理事、副学長等の役割】  法人の長又は学長を補佐する理事、副学長、学部長・研究科長、学長補佐等は、法人の長が策定したビジョンを踏まえ、その実現のために、法人の長又は学長の定めるところにより役割、権限、責任を分担しながら、ビジョンの実現に向けて法人の長を補佐すべきである。</p>	<p>補充原則 2-3-1①～③に記載のとおり</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>補充原則 2-3-1①</p> <p>理事は、法人の長の定めるところにより、法人の長を補佐して国立大学法人の業務を掌理することで、法人の長による意思決定と業務遂行を支えるべきである。</p>	<p>理事は、学長を補佐し、学長の意思決定と業務遂行を支えている。 (学長の意思決定を支える会議等への参加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員会、執行役員会議、教育研究評議会、経営協議会、戦略企画会議</li> <li>・大学教育・学生支援機構長 : 理事 (教育・評価担当)</li> <li>・研究・産学連携推進機構長 : 理事 (研究・企画担当)</li> <li>・重粒子線医学推進機構長 : 理事 (研究・企画担当)</li> <li>・未来先端研究機構長 : 理事 (研究・企画担当)</li> <li>・広報本部長 : 理事 (総務・財務担当)</li> <li>・ダイバーシティ推進委員会委員長 : 理事 (学長特命 (男女共同参画・ダイバーシティ))</li> <li>・医学部附属病院長 : 理事 (病院担当)</li> </ul>	
<p>補充原則 2-3-1②</p> <p>副学長は、学長の定めるところにより、主として教学運営に係る校務を分掌するほか、学長の命を受けて校務をつかさどることにより、大学運営の円滑化と柔軟化を促進し、法人の長の意思決定と業務遂行を支えるべきである。</p>	<p>1. 各副学長は、教育・評価、研究・企画、総務・財務、IT・データサイエンス、広報、ダイバーシティ、国際を分担し、学長の意思決定と業務遂行を支えている。</p> <p>(1) 副学長の役割分担</p> <p>教育・評価 (林 邦彦)、研究・企画 (花屋 実)、総務・財務 (児島昌樹)、IT・データサイエンス (浅尾 高行)、広報 (板橋 英之)、ダイバーシティ (嶋田 淳子)、国際 (田中 麻里)</p> <p>(2) 学長の意思決定と業務遂行の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究評議会の委員</li> <li>・役員会、執行役員会議への必要に応じた出席</li> <li>・学内委員会等の長としての職務</li> </ul> <p>大学教育センター長 (林 邦彦)、企画戦略室長 (花屋 実)、ダイバーシティ推進センター長 (嶋田 淳子)、国際センター長 (田中 麻里)</p>	
<p>補充原則 2-3-1③</p> <p>学部長・研究科長等は、法人の長のビジョンを踏まえた上で、執行部と部局構成員の意思疎通の要として、全学的な視点から適切に意見を述べ、その権限に属する業務遂行に当たるなど、法人経営を支えるべきである。</p>	<p>学部長・研究科長等は、学長が決定した事項の実行を各学部等において担っている。また、執行部と各学部等との調整機能を果たし、法人経営を支えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究に関する重要事項を審議する「教育研究評議会」の委員として意思決定過程に参画するとともに、各学部等の構成員に対し、会議の内容を共有している。</li> <li>・大学の運営に関する重要事項、教員選考等を審議する「執行役員会議」の委員として学長の意思決定過程に参画するとともに、各学部等の構成員に対し、会議の内容を共有している。</li> </ul>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>【原則 2-3-2 多様な人材の登用・確保】</p> <p>国立大学法人は、性別や国際性の観点でのダイバーシティを確保するとともに、積極的に産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保すべきである。</p> <p>その際、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかを明らかにし、その目的に合致する人材の発掘及び登用を行い、その状況を公表しなければならない。</p>	<p>「群馬大学ダイバーシティ推進宣言」に基づき、教育研究の一層の活性化と個性化を実現するため、ダイバーシティを積極的に推進している。</p> <p>(群馬大学ダイバーシティ推進宣言)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out003/g80877</a></p> <p>群馬大学ダイバーシティ推進宣言は、性別、障がい、国籍、性的指向・性自認、宗教、年齢、価値観など、より広い視点でのダイバーシティを積極的に推進し、もって地域や国内外におけるダイバーシティ社会構築の一翼を担うことを目的としている。</p> <p>1. 女性の役職員等への採用</p> <p>女性の役職員等への採用・登用については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に従った国立大学法人群馬大学行動計画を策定し推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員に占める女性比率 : 21.8% (178人/815人)</li> <li>・役員に占める女性比率 : 11.1% (1人/9人)</li> <li>・管理職に占める女性比率 : 18.9% (10人/53人)</li> </ul> <p>※令和3年5月1日現在の在籍数</p> <p>(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく国立大学法人群馬大学行動計画)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/01/3379d56e83da62a787d35cefc7c2b72e.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/01/3379d56e83da62a787d35cefc7c2b72e.pdf</a></p> <p>令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間を対象として、女性教職員もその能力を存分に発揮し活躍でき、誰もが快適に働ける職場環境を作り、学内の男女共同参画を一層推進するために、以下5つの目標を定め、その実現に向け、行動計画を策定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 教員に占める女性比率 20%以上を確保する。</li> <li>(2) 役員に占める女性比率 12.5%以上を確保する。</li> <li>(3) 管理職に占める女性比率 14.3%以上を確保する。</li> <li>(4) 仕事と子育てや介護を両立するための職場環境の充実を図る。</li> <li>(5) 所定外労働の削減を図る。</li> </ol> <p>2. 外国人の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教授 : 3人、准教授 : 7人、講師 : 3人、助教 : 8人 (うち女性5人)</li> <li>その他職員 : 1人 ※令和3年5月1日現在の在籍数</li> </ul> <p>3. 障害者の採用</p> <p>障害者の採用については、障害者雇用計画室を設置し、計画的な雇用</p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 57人 ※令和3年6月1日現在の在籍数</li> </ul> <p>4. 外部人材の登用</p> <p>「国立大学法人群馬大学人事の方針」を令和3年9月に改正し、民間企業等実務経験者を積極的に採用することを、本学教職員の選考の基本原則として新たに示した。</p> <p>また、ダイバーシティの観点を確保した法人運営を行うとともに、理事や顧問については、産業界、外部機関や自治体経験者から採用し、多様な社会経験を活かした意思決定を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員に占める外部人材の登用率：22.2%（2人/9人）</li> </ul> <p>（役員・執行役員・副学長・学長特別補佐・顧問）</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out002/g1708</a></p> <p>（国立大学法人群馬大学役員等について）※【理事の選任理由】参照  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</a>  本学の役員等の職名、氏名を掲載しており、役員（学長、理事、監事）については経歴も公表している。</p> <p>（国立大学法人群馬大学人事の方針）</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/10/5094a9253ce179a3f2737ba881847c43.pdf</a></p>	
<p>【原則2-3-3 高度専門職の登用・配置、事務等の職員の高度化】</p> <p>法人の長は、原則2-3-1で示した法人の長を補佐する人材に加え、高度な専門職の各大学の実情に応じた登用・配置や、事務等の職員の高度化に向けた方策を講じ、ミッションを達成するための体制を構築すべきである。また、教職協働を通じた質の高い法人経営を実現すべきである。</p>	<p>&lt;高度専門職の登用・配置状況&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の研究力の高度化を進めるべく、外部研究資金の獲得支援や研究プロジェクトの企画・運営支援、学内研究シーズ・社会研究ニーズの調査・分析を行う者として、研究経験を有し該当分野の事情に精通した者を研究支援職員（URA）として採用し研究企画室に配置</li> <li>・ 本学の知財の高度な活用に向け、特許管理等の事情に詳しい者を知的財産コーディネータとして採用し、産学連携・知的財産活用センターに配置</li> <li>・ 障がい学生の修学支援のため、手話の技術に優れた者を採用し、学生支援センター（障害学生支援室）に配置</li> <li>・ 弁護士有資格者を特別職員として登用し、法務コンプライアンス室に配置</li> <li>・ 報道機関での勤務経験があり、広報業務に精通した者をアドミッションコーディネータとして配置</li> <li>・ 医学部附属病院における患者の安全を担保するため、警察OBを防犯担当の専門職として配置</li> </ul>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学のミッションに応じ、特別教授及び特任教授を配置</li> </ul> <p>&lt;事務等職員の高度化&gt; 補充原則 2-3-3 ①に記載のとおり。</p> <p>&lt;教職協働&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長の直下に設置している企画戦略室において、重点戦略課題のうち大学運営における中長期的な課題を取り扱う経営戦略チームを設置し、大学の将来構想を担当する副学長、学長特別補佐の各教員及び事務職員を構成員とし、教職協働による検討体制を構築している。</li> <li>・アドミッションコーディネータは、全学等の入試状況を分析し、全学の高校アプローチ戦略を策定するなど、入試担当教員と協働して入試広報業務に従事している。</li> </ul>	
<p>補充原則 2-3-3 ①</p> <p>国立大学法人は、教職協働の実現に向け事務等の職員の高度化を図るための各種方策、例えば、企画提案力、語学力等の向上を図るSD（スタッフ・ディベロップメント）の充実、国内外の他大学、大学団体、行政機関、企業等の他機関での勤務経験を通じた幅広い視野の育成や、社会人学生として大学院等における専門性の向上等を講ずるとともに、教員と共にビジョンの実現に貢献する人材としての権限や経験の機会を与えるべきである。</p>	<p>毎年度、大学職員としての専門的な知識及び技能を身に付けるため、研修計画に基づいて、語学力の向上を目的とする「英語研修」、各分野に関する専門的なスキルを身に付けることを目的とする「経営戦略セミナー」「広報セミナー」等の各種スキルアップ研修を実施している。</p> <p>幅広い視野を持った人材を育成するため、国立大学協会や群馬高等専門学校等の大学関連機関や、民間企業である群馬銀行への出向を行っている。また、令和2年度には、広報を中心とした大学運営を実践的に学ぶため、広報係長を近畿大学へ2週間派遣する研修を実施した。</p> <p>これらの研修や出向を通じた人材育成に努めているが、教職協働の実現に向けた事務職員の高度化を図るための育成体制の整備をさらに進められるよう、事務協議会において、出向及び派遣研修等の基本的な考え方を整理するなど、今後の推進方策を検討している。</p>	

### 基本原則 3

#### 基本原則 3. 経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議及び監事の責務と体制整備

国立大学法人は、自主的・自律的・戦略的な経営を可能とするため、経営協議会、教育研究評議会における審議を充実させるとともに、学長選考会議における法人の長の選考及び厳格な評価の実施、監事による監査業務の遂行等を通じ、各組織の責務の明確化、体制の整備・強化等の適切な法人経営を支える体制を工夫すべきである。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>【原則 3-1-1 経営協議会における審議の充実】</p>	<p>補充原則 3-1-1 ①、②に記載のとおり</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>経営協議会は、国立大学法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるための会議体である。このため、その役割を踏まえ明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため運営方法を工夫すべきである。</p>		
<p><b>補充原則 3-1-1 ①</b></p> <p>国立大学法人は、経営協議会の学外委員の選任に当たって、その役割を踏まえて、学外委員の選考方針を明確にするとともに、選考後には、その選考方針と当該委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫について公表しなければならない。その際、産業界や関係自治体等から適任者の参画を求めるなど、多様な関係者から国立大学法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かす工夫をすべきである。</p>	<p>経営協議会の学外委員については、経営協議会規則に選考の基本的方針を明記して選任するとともに、選任理由をホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学経営協議会規則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011060.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011060.pdf</a></p> <p>1. 選任の基本的方針 経営協議会規則第3条第1項第4号</p> <p>国立大学法人群馬大学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、国立大学法人群馬大学教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの</p> <p>2. 審議事項 経営協議会規則第2条</p> <p>(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関する事項</p> <p>(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関する事項</p> <p>(3) 学則(経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</p> <p>(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>(5) 組織及び運営の状況について自ら点検及び評価に関する事項</p> <p>(6) その他経営に関する重要事項</p> <p>(国立大学法人群馬大学役員等について) ※【経営協議会委員の選任理由】参照</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898/g1900</a></p> <p>1. 選任理由</p> <p>大学に関し広くかつ高い見識を有し、大学の運営や所活動全般につ</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>いて、経営面を中心として社会観点から様々なご意見をいただけるよう、各界の有識者からこれまでの経歴、実績などを考慮の上選任した。</p> <p>2. 選任状況</p> <p>学外委員として、自治体、マスコミ、金融、産業団体、企業、私立大学の幅広い分野から多様な人材が参画している。</p> <p>経営協議会の運営にあたっては、学外委員が役割を十分に果たせるよう以下のような工夫を行うとともに、経営協議会における意見への対応についてもその状況をホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学外委員の出席の機会を確保するために、年度初めに当該年度中の開催日程を提示している。</li> <li>・会議の開催にあたっては、対面、オンライン、ハイブリッド方式など開催方法の多様化をはかっている。</li> <li>・必要に応じて書面審議を行うなど、適時適切に意思決定を行えるよう努めている。</li> <li>・会議開催の1週間前までに資料を送付し、事前に資料を確認いただくことで、会議当日に審議時間を確保できるようにしている。</li> <li>・活発な議論を行えるよう、審議事項と報告事項とは別に、テーマを決めて意見交換する場を設け、テーマは、外部委員から意見を伺ったうえで、大学で検討し学長が決定している。</li> </ul> <p>(経営協議会における意見への対応について(第Ⅲ期))</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbc09c008b82386862ce225e6.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/04/bf97dd5fbc09c008b82386862ce225e6.pdf</a></p> <p>平成30年度から令和2年度までの間に委員から寄せられた意見等を踏まえて、法人運営への活用(取組)に反映させた結果を示したもの。</p>	
<p>補充原則3-1-1②</p> <p>国立大学法人は、学外委員に対し、的確な判断が可能となるよう、自大学の強み(教育・研究等)についての情報はもとより、課題についても提示することなどを通じ、十分な現状理解が得られるよう努めるべきである</p>	<p>経営協議会の議題において、大学の取組等の状況・情報を報告するとともに、会議外においても、学外委員に対して、的確な判断が可能とする資料を報告・提供している。</p> <p>また、経営協議会における意見及び対応状況について一覧化し公表することで、課題も含めた大学の諸活動の現状理解が進むようにしている。</p> <p>さらに、令和3年度からは、活発な議論を行えるよう、審議事項と報告事項とは別に、テーマを決めて意見交換する場を設けるなど運営方法を見直した。</p> <p>(参考) 情報提供の例</p> <p>1. 経営協議会で提示したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究のうち経営にも関わる重要事項の報告</li> </ul>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省による評価結果の報告</li> <li>・組織の改組の報告</li> <li>2. その他</li> <li>・大学概要</li> <li>・I D E（現代の高等教育）の配布</li> </ul>	
<p><b>【原則 3 - 2 - 1 教育研究評議会における審議の充実】</b></p> <p>教育研究評議会は、国立大学法人が設置する国立大学における教育研究の質の向上を図り、国立大学の教育・研究・社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、国立大学法人の経営方針を踏まえ、その設置する国立大学における教育研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させ、法人の長の意思決定に資する審議を行うための会議体であり、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営上の工夫をすべきである。</p>	<p>教育研究評議会は、学長が議長となり、以下の者を構成員とし、教育研究を直接担当する者の意見を教学運営に反映させ、大学運営のうち教育研究の重要事項を審議することで学長の意思決定を支援している。また、役員会において、教育研究評議会の議題を整理することで、役割分担を明確にしている。</p> <p>1. 構成員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学長、学長が指名する理事、学長が指名する副学長、学部長・研究科長・学府長（5人）、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、事務局長、学部・研究科・学府から推薦された教授で、学長が指名したもの（5人）。</li> </ul> <p>2. 審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）中期目標についての意見に関する事項（経営に関する事項を除く）</li> <li>（2）中期計画及び年度計画に関する事項（経営に関する事項を除く）</li> <li>（3）学則（経営に関する部分を除く）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項</li> <li>（4）教員人事に関する事項</li> <li>（5）教育課程の編成に関する方針に係る事項</li> <li>（6）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</li> <li>（7）学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</li> <li>（8）教育及び研究の状況について自ら点検及び評価に関する事項</li> <li>（9）その他教育研究に関する重要事項</li> </ul>	
<p><b>【原則 3 - 3 - 1 国立大学法人のミッションを踏まえた明確な理念に基づく責任ある法人の長の選考等】</b></p> <p>学長選考会議は、国立大学法人法等に則り、経営協議会の学外委員と教育研究評議会の評議員から同数を選出し構成され、法人の長の選考や解</p>	<p>補充原則 3 - 3 - 1 ①、②に記載のとおり</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>任、大学総括理事の設置の要否の検討、法人の長の業績評価等を担う会議体である。このため、学長選考会議は、自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである。</p>		
<p><b>補充原則 3-3-1 ①</b></p> <p>学長選考会議は、法人の長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた法人の長に必要とされる資質・能力に関する基準を定め、当該基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しなければならない。</p>	<p>学長（候補者）に係る選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由等はホームページで公表している。</p> <p>1. 公表場所 ホームページ、掲示板、一部は報道発表</p> <p>2. 公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選考基準 (国立大学法人群馬大学の望ましい学長像について) <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/06/092e0dc7b4d3b4e1b343a19519f67cfe.pdf</a> 本学の基本理念を踏まえ、次の資質と能力を具えている者であることが望まれる。</li> <li>(1) 人格が高潔で学識が優れ、学内外からの信頼を得て大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営し、戦略的に大学経営基盤を強化できる能力を持つ者であること。</li> <li>(2) 中期目標を確実に達成するため、大学の現状を把握し課題を抽出したうえで、教育、研究、社会貢献等の諸活動について社会の現状と未来を見据えた明確なビジョンを示し、強いリーダーシップによって実践に至らしめる者であること。</li> <li>(3) 地域活性化の中核的拠点として地域とともに大学を発展させ、あわせてグローバル化を推進することにより、世界の最先端を目指す存在感のある大学づくりに真摯に取り組む者であること。</li> <li>(4) 社会との信頼関係を築くため、優れたコミュニケーション能力によって国内外に広くネットワークを形成し、積極的に情報発信する者であること。</li> </ul> <p>・選考結果、選考過程、選考理由 (学長候補者の公示) <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-</a></p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>content/uploads/2020/11/ed8f87b485c3fa1ac6feb05580ba9f35.pdf</p> <p>(1) 選考の過程※令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月23日：第1回学長選考会議、学長候補者選考実施計画概要の公表、群馬大学の望ましい学長像の公表、経営協議会・教育研究評議会へ学長適任候補者の推薦を依頼</li> <li>・ 9月29日：第2回学長選考会議、学長適任者の公表</li> <li>・ 10月16日：第1回意向聴取実施委員会</li> <li>・ 11月2日：第3回学長選考会議</li> <li>・ 11月27日：意向聴取の実施・開票、第2回意向聴取実施委員会</li> <li>・ 11月30日：第4回学長選考会議、意向聴取結果、学長候補者の公表</li> </ul> <p>(2) 選考した理由（一部抜粋）</p> <p>目まぐるしく変わる社会の中で、群馬大学のおかれている状況を的確に把握し、我が国の中核的な教育研究拠点として果たすべき将来のビジョンを最も明確に示した。また、この者が、高い志と強い熱意によりリーダーシップを発揮し、群馬大学がこれまで行ってきた改革を継承するとともに、さらなる発展に導くことができると判断した。</p> <p>3. その他公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選考実施計画</li> <li>・ 学長適任者</li> <li>・ 意向聴取を実施する場合は、意向聴取に関する事及び意向聴取結果 (学長選考会議)</li> </ul> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</a> (国立大学法人群馬大学学長選考規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf</a> (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf</a></p>	
<p>補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	<p>学長選考会議は、学長の任期について、学長が安定的にリーダーシップを発揮できるよう4年と定めている。また、継続的な経営・運営体制を構築するため、学長の再任審査を行い、再任を可とした場合は任期を2年とし、連続する任期の上限を6年と定めている。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長選考規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023010.pdf</a> (国立大学法人群馬大学学長選考実施細則)</p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023020.pdf</a>  (国立大学法人群馬大学学長任期規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023040.pdf</a>  (再選考の場合の学長の任期について)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023045.pdf</a></p>	
<p><b>【原則 3-3-2 法人の長の解任のための手続の整備】</b>  学長選考会議は、法人の長の選考を行うとともに、法人の長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても法人の長の解任を文部科学大臣に申し出る役割も有する。このため、学長選考会議は、予め法人の長の解任を申し出るための手続について整備し、公表しなければならない。</p>	<p>学長選考会議は、学長の解任手続きを整備し、ホームページで公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長解任規程)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0230/023030.pdf</a></p>	
<p><b>【原則 3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】</b>  学長選考会議は、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考会議による法人の長の選考を一過性のものにとなく、その結果に責任を持つべきである。</p>	<p>補充原則 3-3-3①、②に記載のとおり</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>補充原則 3-3-3①</p> <p>学長選考会議は、法人の長の業務執行状況の厳格な評価に資するため、例えば毎年度、その業務の執行状況を把握するなど、恒常的な確認を行うべきである。</p>	<p>「国立大学法人群馬大学学長選考会議規則」第2条第3号に規定のとおり、学長の業務執行の状況について、毎年度、業績評価を実施し、その結果を公表している。</p> <p>(国立大学法人群馬大学学長選考会議規則) ※第2条第3号 参照  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011050.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011050.pdf</a></p> <p>第2条 学長選考会議は、学長の選考及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第17条の規定による学長の解任の申出を行うとともに、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(3) 学長の業務執行の状況に関する事項</p> <p>(学長選考会議) ※「学長の業務執行状況の確認について」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</a></p>	
<p>補充原則 3-3-3②</p> <p>学長選考会議は、法人の長の業務執行状況について、その任期の途中における評価（中間評価）を行い、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該評価結果を公表しなければならない。</p>	<p>1. 学長選考会議は、毎年度、学長に対してヒアリングを実施し、業務の執行状況について確認し、評価を行っている。</p> <p>2. 評価結果は、議長が学長に通知し、ホームページで公表している。  (学長選考会議) ※「学長の業務執行状況の確認について」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g6772</a></p>	
<p>【原則 3-3-4 経営力を発揮できる体制の検討】</p> <p>学長選考会議は、国立大学法人に大学総括理事を置き、法人内において経営と教学を分離するかどうかについて決定する権限を有する。学長選考会議は、各法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討するとともに、大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。</p>	<p>国立大学法人群馬大学は、大学総括理事を置いていない。</p>	
<p>【原則 3-3-5 審議の体制】</p>	<p>学長選考会議の構成員に法人の長は含まれない。学長選考会議規則により、学長が構成員になることを排除している。</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>学長選考会議は、法人の長の選考、評価、解任、任期等法人の長との利害関係が生ずる際には、法人の長を含まない審議とすべきである。</p>	<p>(参考) 学長選考会議規則第3条(組織)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営協議会委員のうち学外委員から4人</li> <li>・ 教育研究評議会評議員のうち学部等の長から4人</li> <li>・ 学長選考会議議長が指名する理事4人以内</li> </ul>	
<p>【原則3-4-1 監事が十分かつ適切に監査業務を遂行できるようにするための体制確保】</p> <p>国立大学法人は、監事が十分かつ適切に監査業務を遂行し、より効果的・明示的に牽制機能を果たすことができるようにするための体制を整備すべきである。</p>	<p>補充原則3-4-1①、②に記載のとおり。</p>	
<p>補充原則3-4-1①</p> <p>国立大学法人は、その規模等に応じて、各法人における監事の監査業務の実態を踏まえ、監事の常勤化について検討すべきである。</p>	<p>国立大学法人化(平成16年4月)以降、現在まで、監事2名のうち1名については常勤職とすることで、恒常的に役員会、教育研究評議会、経営協議会、執行役員会議、戦略企画会議等に参加し、必要に応じて意見を述べるなど、常時適切な監査を可能とする体制を敷いている。また、2名のうち1名については、法律の専門家を非常勤職に登用しており、監査業務の透明性・客観性を担保している。</p>	
<p>補充原則3-4-1②</p> <p>監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事の独立性をサポートする体制を整備すべきである。</p>	<p>監事の独立性をサポートする体制として、事務局及び各学部から独立した組織として監査室を設け、専任職員(室長1名、専門職員1名)を配置し、監事監査等の補助を行っている。</p>	
<p>【原則3-4-2 監事候補者の選考】</p> <p>監事は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が直接任命することとされているが、その任命に当たっては、各国立大学法人における監事候補者の選考を尊重している。このため、国立大学法人</p>	<p>補充原則3-4-2①、②に記載のとおり。</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>は、監事の役割や求められる人材像等を明確化した上で、適切なプロセスによって選考を行うべきである。</p>		
<p>補充原則 3-4-2①</p> <p>国立大学法人は、監事候補者の選考に当たっては、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選するなど、その責任を十分に果たし得る適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すべきである。</p>	<p>監事候補者の選考にあたっては、監事選考会議を設置し、経営協議会の外部委員2名を学外有識者として参画させ、監事選考会議において策定した「監事に求める役割、人材像」に基づき、候補者を選考し、役員会の審議を経て学長が文部科学大臣に推薦する透明性のあるプロセスにより選考を行っている。</p>	
<p>補充原則 3-4-2②</p> <p>国立大学法人は、監事の監査業務が多岐にわたることを踏まえ、法律や会計監査に精通した者、国立大学法人の行う業務に精通した者、組織の意思決定のあり方に精通した者など、監事候補者の適切な組み合わせを考慮して選考を行うべきである。</p>	<p>監事選考会議を設置し、経営協議会の外部委員2名を学外有識者として参画させ、監事選考会議において策定した「監事に求める役割、人材像」に基づき、候補者の経歴等を踏まえて、適切な組み合わせを考慮しつつ、以下2名の監事を選考した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡野弘文監事：群馬県行政における経験や病院問題に関する知見（組織業務に精通）</li> <li>・丸山和貴監事：法律の専門家としての経験や群馬弁護士会会長等の業務における知見（組織業務に精通）</li> </ul>	
<p>【原則 3-4-3 国立大学法人の業務執行が適切かつ効果的・効率的に行われているかどうかを適切にチェックできる監査体制】</p> <p>監事は、法令等に則って会計監査と業務監査の双方を担い、監査を通じて、会計監査人による監査の相当性判断のみならず、教育研究や社会貢献の状況や法人の長（大学総括理事を含む）の選考方法、法人内部の意思決定システムをはじめとした法人の経営が適切かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査する必要がある。国立大学法人は、監事がそれらを適切にチ</p>	<p>監事は、国立大学法人群馬大学監事監査規則（平成16年4月1日制定）第9条により、役員会等学内の各種法定会議や重要会議に出席し、意見を述べる事が認められており、大学の課題や情報を共有するとともに、大学内部の意思決定が行われる過程を直接監査することが可能となっている。</p> <p>また、会計監査人である監査法人による会計監査時（年1回）に監事と会計監査人との意見交換の機会を設け、連携を図っている（監事監査規則第16条）。</p> <p>更に、監事が監査業務を遂行するにあたっては、監査室が業務補助を行い（監事監査規則第8条）、監事を支援する体制が整備されている。</p> <p>（国立大学法人群馬大学監事監査規則）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011160.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011160.pdf</a></p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>エックできる監査体制を工夫すべきである。</p>		
<p>補充原則 3-4-3①</p> <p>国立大学法人は、監事が、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議、部局長等会議等の重要会議への出席を可能とするとともに、監事に対する資料提出や情報提供、内部監査機能との密接な連携など、十分な情報の下で監査報告を作成できるようにすべきである。</p>	<p>監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、学長選考会議といった法定会議に加え、執行役員会議や戦略企画会議、病院監査委員会等の重要会議に出席している。特に病院については、医療業務安全管理委員会への出席、病院長の院内巡視(月1回)への同行により、病院の改善・改革の進捗状況等について直接実地にて確認している。他にも、監事からの要望により、各学部等の教授会はじめ、あらゆる学内会議への出席や議事要旨等資料の入手が可能であり、必要なときに情報を収集できる体制を整備している。</p> <p>さらに、監事は、本学の危機事象への対処について協議する危機対策本部会議に出席し、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた本学の対応に係る審議等に参加している。</p> <p>監事の監査業務については、事務局及び各学部から独立した組織である監査室が監事をサポートし、監査業務において必要な情報の収集を可能としている。</p> <p>また、監査室が実施する内部監査について、監査項目の計画検討から現地監査、報告段階まで監事と監査室の間で情報共有や意見交換を行い、連携を図って実施している。</p>	

#### 基本原則 4

##### 基本原則 4. 社会との連携・協働及び情報の公表

国立大学法人は、教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮し、我が国、地域の発展のために中核的な役割を果たすため、社会から理解と支持を得るとともに、適切に連携・協働を行っていくべきであり、そのために、情報の公表を通じて透明性を確保すべきである。

また、併せて、国立大学法人の経営、教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要があり、自らを律する内部統制の仕組みを整備・実施することで、適正な法人経営を確保するとともに、その運用体制を公表しなければならない。

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>【原則 4-1 法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表】</p> <p>国立大学法人は、国からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共的財産として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多</p>	<p>1. 法令に基づく情報公開</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律22条及び学校教育法施行規則等に基づく公開情報に関しては、ホームページの「情報公開」において公表している。</p> <p>(群馬大学ホームページ) ※情報公開  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline">https://www.gunma-u.ac.jp/outline</a></p> <p>(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報等の提供)</p> <p>法人情報：<a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1898</a></p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>様々な者からの理解と支持を得るためにより透明性を確保すべきであり、法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表しなければならない。</p>	<p>(学校教育法施行規則等に規定する情報等の提供)</p> <p>教育情報：<a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</a></p> <p>2. 大学独自の情報発信</p> <p>上記の法令に基づく情報発信だけでなく、大学として、ホームページ、広報紙「GU'DAY」、ソーシャルメディア（YouTube、Twitter、Facebook、LINE、Instagram）、大学概要、各学部パンフレット等の広報媒体を利用して、大学の諸活動について情報発信をしている。また、報道発表や定例記者会見を通して適時、大学の成果等を発信している。</p> <p>(群馬大学ホームページ)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/">https://www.gunma-u.ac.jp/</a></p> <p>(広報誌 GU'DAY (グッデイ))</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/guday</a></p> <p>(群馬大学 SNS 公式アカウント)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/sns</a></p> <p>(大学概要)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1934</a></p> <p>(各学部パンフレット等)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1938</a></p> <p>(報道発表)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g1946</a></p> <p>(定例記者会見)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out009/g63349</a></p> <p>※定例記者会見 (2021年9月から定例記者懇談会を名称変更)</p> <p>3. 公表方法</p> <p>補充原則4-1①に記載のとおり。</p>	
<p>補充原則4-1①</p> <p>国立大学法人は、その多岐にわたる活動それぞれに学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者を有することを踏まえ、これらの関係者を含む国民・社会との間における透明性の確保がガバナンスの向上につながることから、情報の</p>	<p>ホームページでは、新着情報の目的別の公表や法定公開情報に関して「情報公開」の項目を設けるなど、情報の内容を明瞭にした公表を行っている。</p> <p>また、ステークホルダーを分類し、「入学希望の方」「在学生・保護者の方」「卒業生の方」「地域・一般の方」「企業の方」といったタグや教職員を対象としたメニュー(学内教職員向け情報)を設定するなど、必要とする情報へのアクセスが容易になるよう、丁寧に情報発信をしている。</p> <p>なお、上記原則4-1で記載した大学独自の公開情報の手段により、情報公表の目的・意味に基づき、適切な対象・内容・方法を選択して公表しているが、ステークホルダーが掲載情報をより理解できるよう、公</p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
<p>公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等を選択し公表しなければならない。</p>	<p>表事項ごとに要約や解説を示すなどの対応を進めている。</p> <p>(群馬大学ホームページ)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/">https://www.gunma-u.ac.jp/</a></p>	
<p>補充原則 4 - 1 ②</p> <p>国立大学法人は、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報(学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠、学生の満足度、学生の進路状況等)を公表しなければならない。</p>	<p>「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育効果に関する情報として、科目ごとに、それを履修することにより学生が何が出来るようになるか(到達目標)を示したカリキュラムマップや学位授与までに身につけるべき能力・資質を示したディプロマポリシーを明示し、学位の取得状況や進路状況、各授業科目や学部卒業及び大学院修了時での到達目標の達成状況、学生の成長実感・満足度及び卒業生に対する企業からの評価等について、ホームページに概要を公表している。</p> <p>また、学生が学習すべき事柄における到達レベルを明確にするための評価基準を示すルーブリックを履修手引きや学内システムにおいて掲載しており、一部の学部についてはホームページに掲載している。</p> <p>(教育情報)  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902</a>  (大学教育・学生支援機構報告書) ※2018 年度版【後編】資料 6-3 (群馬大学全学卒業時アンケート調査) pp.111-115 を参照  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/facilities/faci004/g1844">https://www.gunma-u.ac.jp/facilities/faci004/g1844</a>  (群馬大学 授業別共通ルーブリック (理工学部))  <a href="https://www.st.gunma-u.ac.jp/wp-content/themes/st_2020/images/rubric/rubric_r03.pdf">https://www.st.gunma-u.ac.jp/wp-content/themes/st_2020/images/rubric/rubric_r03.pdf</a></p>	
<p>補充原則 4 - 1 ③</p> <p>国立大学法人は、公共的財産であることに鑑み、学内における教育・研究に係るコストの見える化を進めるとともに、法人の活動状況や資金の使用状況等を、分かりやすく公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 事業年度より財務諸表の附属明細におけるセグメント情報において学部毎に費用・収益等を公表している。</li> <li>・財務諸表や実績報告書等により教育研究費用及び成果等を公表するとともに平成 30 事業年度決算より財務レポートを作成し、社会に対し、よりわかりやすい形で当該年度の費用と成果等を公表している。また、それらを大学全体としての活動状況を把握するための資料として活用することとしている。</li> </ul> <p>(財務諸表) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務諸表」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p> <p>(実績報告書) ※ホームページ「国立大学法人評価」の各中期目標・中期計画期間における、各事業年度の「業務の実績に関する報告書」  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001/g1790</a></p>	



原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>(財務レポート) ※ホームページ「財務情報」の各事業年度の「財務レポート」</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out007/g1894</a></p>	
<p>【原則 4 - 2 内部統制の仕組みの整備と運用体制の公表】</p> <p>国立大学法人は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を示すべきである。</p> <p>そのためには、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を公表しなければならない。</p>	<p>補充原則 4 - 2 ①に記載のとおり。</p>	
<p>補充原則 4 - 2 ①</p> <p>国立大学法人は、内部を統制する仕組みとして、適正な職務の実施と社会的倫理の維持を確かなものとするため、コンプライアンスの遵守に係る方針を定めるとともに、自己点検や内部監査等の制度の充実を図るべきである。また、コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実を通報する内部通報・外部通報の仕組みを適切に運営するとともに、通報者の保護等の工夫をすべきである。また、法人は通報窓口を外部に設けることも検討すべきである。</p>	<p>1. 行動規範等コンプライアンスの遵守</p> <p>コンプライアンスの遵守に係る方針として「群馬大学行動規範」、「群馬大学科学者行動規範」、「国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則」、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」、「国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程」及び「国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則」等を定め、eラーニングにおいて、受講を必須とするコース（ハラスメント、個人情報、情報セキュリティ、研究不正、研究費不正等）を設置のうえ、教職員に周知し、履修履歴を残すことで徹底を図っている。</p> <p>(コンプライアンスの推進)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891">https://www.gunma-u.ac.jp/outline/g9889/g9891</a> (群馬大学行動規範)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf</a> (群馬大学科学者行動規範)</p> <p><a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf</a> (国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則)</p> <p><a href="https://www.gunma-">https://www.gunma-</a></p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_01/sec_0110/011120.pdf  (国立大学法人群馬大学教職員就業規則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf  (国立大学法人群馬大学利益相反マネジメント規程)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_07/071040.pdf  (国立大学法人群馬大学安全保障輸出管理規則)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_06/061220.pdf</p> <p>2. 内部統制</p> <p>「国立大学法人群馬大学業務方法書」で内部統制に関する基本事項を定めているほか、「国立大学法人群馬大学内部統制規程」において内部統制担当役員や内部統制推進責任者の設置及びその役割を明示するなど、内部統制の体制整備に加え、内部統制システムの有効性の担保を目的としたモニタリングを通じ、内部統制委員会の機能を持たせた役員会に報告することにより、内部統制システムの継続的な見直しを行っている。</p> <p>年度ごとに策定する「国立大学法人群馬大学内部統制システム推進計画」に基づき、リスク管理表等を用い、本学の内部統制システムの体制整備状況及び運用状況について確認を行っている。また、監事の独立性をサポートする体制として、事務局及び各学部から独立した組織として監査室を設け、専任職員（室長 1 名、専門職員 1 名）を配置し、監事監査等の補助を行っている。</p> <p>(国立大学法人群馬大学業務方法書)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/data/images/aboutus/27gyoumuhouhou.pdf  (国立大学法人群馬大学内部統制規程)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021250.pdf  (内部統制報告書)</p> <p>https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2021/07/cf4cca46df74631e31ecc685dd1bd98.pdf</p> <p>3. 公益通報窓口</p> <p>公益通報者保護法（平成 16 年法律 122 号）の趣旨に則り、「国立大学法人群馬大学公益通報要項」を整備し、通報窓口を運営している。公益通報窓口として、学内者だけでなく外部者からの通報の受付も可能な「公益通報窓口」（本学 web サイト、メール、電話、ファックス等）を設置している。</p>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>また、通報者の保護等を目的として、内部通報の外部受付窓口を次のとおり設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託（社会保険労務士、産業カウンセラー）による「内部通報ホットライン」を設置している。</li> <li>・外部委託弁護士による受付窓口を設置している（医学部附属病院における診療に関する事項への対応）</li> </ul> <p>（国立大学法人群馬大学公益通報要項）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0210/021190.pdf</a></p>	
<p>補充原則 4 - 2 ②</p> <p>国立大学法人は、内部統制の仕組みによるモニタリング結果を、定期的に役員へ報告する機会を設けるなど、内部統制の実効性を高め、法人経営の見直しに活かす体制を構築すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学法人群馬大学内部統制規程により内部統制システムを整備し、適切に運用している。</li> <li>・役員会に内部統制委員会の機能を持たせ、業務の有効性及び効率性の向上、業務に関わる法令等の遵守などを目的とした内部統制システムに関して、継続的に見直しを行っている。</li> <li>・内部統制担当役員を置き、所掌する業務における内部統制システムの整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督している。</li> <li>・内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、適時モニタリングを実施し、内部統制委員会の機能を持たせた役員会に報告している。</li> <li>・リスク回避・低減のために役員会においてリスク案件について定期的に報告している。</li> </ul>	
<p>補充原則 4 - 2 ③</p> <p>国立大学法人は、法人の構成員が従うべき行動規範（研究者倫理、公的研究費に係るガイドライン等）を定め、実践すべきである。また、必要に応じ、適宜見直しを行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育及び研究活動に直接携わる者並びに教育及び研究活動を支援する全ての職員が、群馬大学を構成する教職員の一員として社会の信頼に応えるため教職員の基本的な心構えとして、「群馬大学行動規範」及び「群馬大学科学者行動規範」を制定し、教職員に周知するとともにホームページにおいて公表している。</li> <li>・研究活動における不正行為を防止するため、「国立大学法人群馬大学研究活動における不正使用行為の防止等に関する規程」を定め、群馬大学研究行動規範委員会を設置するとともに、不正行為又は不正行為に起因する問題が生じた場合における調査委員会の設置等の措置等について定めている。</li> <li>・「国立大学法人群馬大学資金適正執行規程」に基づき、公的資金の執行に関するルールを記載した会計ルールハンドブックを作成し、資金適正執行委員会において適宜必要に応じた見直しを行っている。また、会計ルールハンドブックは学内ポータルサイトにおいて掲示し、学内構成員に周知している。</li> <li>・研究者倫理教育の一環として、公正活動教育（公的研究費の応募、教</li> </ul>	

原則及び補充原則	実施内容	更新有無
	<p>員発注権限付与、基盤的研究費の配分等 ) を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス総括責任者（総務・財務担当理事）が不正使用防止対策の基本方針に基づき作成した不正使用防止計画の実施状況に関し、資金適正執行委員会において確認し、その結果を最高責任者（学長）に報告している。</li> <li>・サイバーセキュリティ対策等基本計画に基づき、情報セキュリティの確保に努めている。</li> <li>・中長期的に取り組むべき情報セキュリティ対策を組織的・計画的に実施することを定め、本学の情報資産及び情報システムを運用・管理する者及び利用する者を適用範囲とし、本学が保有する個人情報、先端的な技術情報、機密性の高い情報など重要情報を保護するため、以下を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 実効性のあるインシデント対応体制及び手順書等の整備</li> <li>2. サイバーセキュリティ等教育・訓練や啓発活動の実施</li> <li>3. 情報セキュリティ対策に係る自己点検・監査の実施</li> <li>4. 他機関との連携・協力</li> <li>5. 必要な技術的対策の実施</li> </ol> </li> </ul> <p>（群馬大学行動規範）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/data/news/kenkyukatudo/data/270401koudoukihan.pdf</a>  （群馬大学科学者行動規範）  <a href="https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf">https://www.gunma-u.ac.jp/wp-content/uploads/2015/10/280427koudoukihan.pdf</a></p>	
<p>補充原則 4 - 2 ④</p> <p>国立大学法人は、学内構成員がコンプライアンスの遵守、内部通報・外部通報の仕組み、行動規範等の目的、意義について正しく理解し、確実に機能するよう、研修等により徹底した周知を行うべきである。</p>	<p>教職員がコンプライアンスや公益通報について、正しく理解し、確実に機能するよう、説明会や研修等を実施している。</p> <p>加えて、eラーニングにおいて、受講を必須とするコース（ハラスメント、個人情報、情報セキュリティ、研究不正、研究費不正等）を設置し、教職員の履修履歴を残すことで徹底を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に新任教職員に対しては、「新規採用職員研修」や「新任教員説明会」におけるサービスに関する講義の中でこれらを示し、綱紀保持に努めるよう周知徹底を図っている。なお、これらの研修等は eラーニングでも実施しており、新任教職員以外にも適宜参照できるようになっている。</li> <li>・「会計ルールハンドブック」や「国立大学法人群馬大学教職員に対する懲戒処分の基準」等を作成し、これらの資料において実例を明示し、学内ポータルサイト等を通じ、教職員に周知している。</li> </ul>	